定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月十六日

東京都新宿区住吉町九番七号

イメージングアイ株式会社

代表取締役　山田　信行

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十三年六月十六日

神奈川県横浜市戸塚区上矢部町二二五八番地

株式会社アイテス

代表取締役　城所　英明

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月十六日

石川県金沢市尾張町一丁目一番二二号

竹松証券株式会社

代表取締役社長　竹松　俊一

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月十六日

京都府宇治市大久保町平盛七四番一

大和金網株式会社

代表取締役　岩城　康雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十三年七月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十三年六月十六日

北九州市小倉北区京町四丁目一番二号

西日本コンピュータ株式会社

代表取締役　西　哲郎

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年七月十九日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月十六日

東京都台東区上野一丁目一四番八号

上野シティホテル株式会社

代表取締役　則竹　俊幸

合併につき株券等提出公告

当社は、三陽エンジニアリング株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年八月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年六月十六日

静岡県富士市国久保三丁目五番三六号

株式会社富士技研

代表取締役　九島　金幸

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジャスパー・チャンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号渋谷クロスタワー　ゼッドショップス・インク

日本における代表者　ジャスパー・チャン

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるジャスパー・チャンが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十三年六月十六日

東京都渋谷区渋谷二丁目一五番一号渋谷クロスタワー　ゼッドショップス・インク

日本における代表者　ジャスパー・チャン

限定承認公告

本籍神奈川県大和市下鶴間一六〇二番地二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　福田　和弘

右被相続人は平成二十三年五月十八日死亡し、その相続人は平成二十三年六月八日横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十六日

神奈川県相模原市南区相模大野三丁目一六番七号まもってあげたいビル四階　弁護士法人サガミ総合法律事務所

限定承認者室田千代子

代理人弁護士　松本　素彦

限定承認公告

本籍大阪府大阪市北区浮田一丁目一一二番地、最後の住所大阪府枚方市東中振二丁目九番一―六一四号　被相続人　亡　濵田　宏治

右被相続人は平成二十二年十月三十日死亡し、その相続人は平成二十三年六月六日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十六日

大阪府大阪市北区西天満四丁目三番四号御影ビル五階　小谷法律事務所

限定承認者濵田一宏

代理人弁護士　小谷　寛子

限定承認公告

本籍奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台一三番、最後の住所奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台一三番一一号　被相続人　亡　田尻　佳子

右被相続人は平成二十三年四月二日死亡し、その相続人は平成二十三年六月七日奈良家庭裁判所葛城支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十六日

奈良県北葛城郡広陵町みささぎ台一三番一一号

相続財産管理人　田尻日出男

限定承認公告

本籍高知県幡多郡大月町大字古満目七七番二号地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　冨岡　一教

右被相続人は平成二十三年三月四日死亡し、その相続人は平成二十三年六月六日高知家庭裁判所中村支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年六月十六日

高知県高知市桟橋通五丁目六番一号ポートハイム二八・七〇一号

限定承認者　山碕　美保

正誤

ページ	段	行	誤	正
一九	上	一八～一九	「該当する事業主」を「中小企業事業主に限る。）又は第三号に該当する中小企業事業主」	「又は第二号に該当する事業主」を「中小企業事業主に限る。）又は第二号に該当する中小企業事業主」
三六	下	一〇	合計額の二分の一に相当する額	合計額の二分の一に相当する額
〃	〃	二〇	の額	の額の二分の一に相当する額
〃	〃	二三	ときは、百万円）	ときは、百万円）の二分の一に相当する額

（原稿誤り）

平成二十三年四月一日（号外特第二十四号）公布厚生労働省令第四十八号（雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

平成二十三年五月三十一日（号外第百十四号）官庁報告欄官庁事項の部（公害等調整委員会公示三）

（印刷誤り）

三〇　下　終りから二　適明　→　不適明

平成二十三年六月十四日（号外第百二十五号）官庁報告欄国家試験の部（税理士試験免除者公告）

（印刷誤り）

六　四　終りから一〇～九　勝又雄一郎　加藤晃一郎　→　勝又雄一朗　加藤晃一朗

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十六日付第一二七号一

二八ページ●同日付政府調達第一一一号三二ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）